

# 名西消防組合における女性職員の活躍 の推進に関する特定事業主行動計画

平成28年4月1日  
名西消防組合

改正 平成28年7月1日一部改正

名西消防組合における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、名西消防組合が策定する特定事業主行動計画である。

## 1 計画期間

本計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

## 2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本組合では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、石井町の特定事業主行動計画策定等検討委員会の委員となり、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行うこととしている。

## 3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。以下「内閣府令」という。）第2条に基づき、本組合における女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

なお、この目標は、本組合における女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- ・ 平成32年度までに、管理的地位にある職員に占める女性割合を、平成26年度の実績（0%）の1%以上にする。
- ・ 平成32年度までに、女性職員の配置人数を2名以上とすることを目標とする。（最終目標として、平成38年度当初までに総職員数の女性割合を5%以上とする。）

#### 4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この取組は、本組合における女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順にあげている。

- ① 平成28年度より、出産・子育てなど個々の女性職員の事情に応じて、個々に育成方針を立てるなど、柔軟な人事プランを作成する。
- ② 平成28年度より、女性職員の役職における人材プールの確保を念頭に置いた人材育成を行う。
- ③ 平成28年度より、女性職員を適材適所を原則とした、多様なポストに積極的に配置する。
- ④ 平成28年度より、採用試験において、公務員を志望する女性に積極的に受験を呼びかける。
- ⑤ 平成28年度より、女性職員が消防職務を継続するための支援として、育児休業等の取得前後において、育児休業等からの円滑な復帰に資する研修や所属職場との連絡体制の確保等の必要な支援を行う。